

家庭で解決困難な児童問題、 相談員が指導・助言

核家族化、生活環境の複雑化に伴い、家庭における児童の養育に種々の弊害が表われており、児童に関する問題も複雑になってきております。このため県及び各市では、家庭にて解決困難な問題を専門的に相談に応じ解決するため家庭児童相談室を設けています。

家庭児童相談室の内容
家庭児童相談室には、家庭児童福祉に関する専門的知識を持ち相談に応じる家庭相談員及び社会福祉主事があり相談に対する助言、指導及び関係機関への連絡にあたりてゐる。

相談の主な内容は
①神経質、わがまま、友達がない子ども。
②知能、ことばのおくれた子ども
③学校を長く休んだり、困った態度をする子ども。
④盗み、家出、浮浪、夜遊びなどを
する子ども
⑤児童の養育についての経済的な問題。
⑥父母の一方又両方が欠けて養育に困る事柄。
⑦体が不自由な子ども、それが原因で知能のおくれた子ども。
その他家庭児童に関する問題で

す。

家庭児童相談室の利用については

相談室の利用は、直接あるいは電話等にて各家庭児童相談室、市町村の福祉担当課、地区民生委員(児童委員)に連絡して下さい。

○相談に應ずる費用は無料です。
○相談日は毎日午前九時から午後五時まで(ただし土曜日の午後及び日曜、祭日は休みです。)

実施場所 東金市東金八〇六一
山武支庁家庭児童相談室

交通事故相談

九月十一日は 八日市場市で

交通事故は、必ず損害賠償請求の問題が生じます。

ところがこれらの損害賠償金はだれにどのくらい請求したらよいかなど知らないため、僅かな金額を受け取って泣き寝入りしているようなことがたくさんあります。

このような方々が一日も早く救済の道を得て、健全な生活を取り戻すため、昭和四十三年四月一日から「交通事故相談所」を県庁内に設け、不幸にして被害者(加害者)になった方々の相談を次のよ

うに受けております。

一 交通事故相談所の所在地相談員

(県庁内(六階)電話(〇四七二)二三三二二六四

(二)専任の相談員五名と顧問弁護士一名

二 相談の主な内容

(一)損害賠償は、誰に、いくら、どのように請求できるか。

(二)自動車損害賠償責任保険(強制保険)は、どのように請求するのか。

(三)その他、更生問題で困っている方の関係機関へのあつせん等について。

三 相談の方法

(一)相談所(県庁六階)に向向いで相談する。

(二)電話により相談する。

(三)巡回相談日の利用。九月十二日は八日市場市役所で十月二十日は大網白里町役場で行います。なお、相談は一切無料です。

行政相談週間の お知らせ

お知らせ

行政管理庁では、全国の行政監察局と、行政管理庁長官から委嘱され各市町村に配置されている、「行政相談委員」とが協力して、国民の皆様からの行政に関するいろいろな苦情を受け付け、その解決を図るための相談活動を行って

おります。

この「行政相談制度」について

広く国民の皆様のご理解を深めていただくため、毎年十月中旬、全国一斉に「行政相談週間」を実施しております。

今年も、十月十二日(日)から十月十八日(土)までの期間を、「行政相談週間」と定めまして、横芝町では、この「行政相談週間」に当たり行政相談委員の鈴木繁氏が次の日程で行政相談所を開設いたしますので、行政に関する苦情やご意見を気軽に御申出下さい。

日時 50年10月15日午前8時30分
から午後5時まで

場所 中央公民館
※秘密厳守 取扱いは無料です。
定例相談日は毎月二十五日に中央公民館で行っています。

秋の交通安全運動

9月22日～10月1日

秋の交通安全運動が九月二十一日から十月一日まで全国一斉に行われます。

この運動の重点は①歩行者、自転車利用者の事故防止、特に子どもと老人を交通事故から守ること
②運転者を保護するためのシートベルト、ヘルメットの着用を推進することです。

まわりのおとなは、こんな点に注意し、子どもや自転車の乗り方を正しく教えましょう。

- からだに合った安全な乗り方
- 点検をしてよく手入れ
- 道路標識や標示の正しい見方
- 道路へのとびだし



★かぶっていますか？ヘルメットを!!

●ノーヘルメットの場合1回につき1点の点数がつけられ、免許の停止につながります。

正しいかぶり方

- ・あみだにかぶらない
- ・目深にかぶり過ぎない
- ・アゴヒモはしっかりしめる